

肝炎対策の現状・課題と方向性について

資料9

指針		項目	現状・課題	方向性
現行	改定			
1	1	指針改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度以降、肝炎治療の進歩等、状況が変化 ○平成28年6月に国の肝炎対策基本指針が改正 	○指針策定（平成24年度）以後の経緯を追記
2	2	指針の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○現行では、感染の早期発見と、患者が適時適切な治療を受けられるよう、区市町村等と連携し、対策の推進を図ることを目的としている。 ○肝炎医療をとりまく状況変化や、国の改正指針を踏まえ対策を推進していくことが必要 	○連携する関係機関の一つとして職域を明記し、対策の一層の推進を図ることとする
—	3 新規	指針の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○国の改正指針において、対策の全体的な目標と、その指標が示された ○都の肝がんの年齢調整り患率は17.1と全国平均値の16.4より高い（H24） 	○都においても、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの年齢調整り患率をできるだけ減少させることを指標として設定
—	4 新規	予防	○平成28年10月からB型肝炎ワクチンが定期接種化	○区市町村におけるB型肝炎ワクチン定期接種の円滑な実施の支援
3	5	肝炎に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○国民の約半数が肝炎ウイルス検査を受検していない。（H23） ○働く世代では、職域での受検割合が高い傾向にあるが、肝炎ウイルス検査を実施している事業所等は30.2%（H25） ○肝炎ウイルス検査の陽性者で継続的な受診に至っていない者は都内でB型2.9～4.5万人、C型2.6～7.9万人と推計される。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行4(1) から移動 ○都民に対する広報等を通じた受検勧奨の取組を推進 ○職域における受検・受診勧奨等のための普及啓発を推進
4	6	肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び実施体制の整備 →改) 肝炎ウイルス検査の実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○働く世代では、職域での受検割合が高い傾向にあるが、肝炎ウイルス検査を実施している事業所等は30.2%（H25）【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ○職域における検査の実施体制の整備を推進 ※都民に対する受検勧奨の取組は現行3に移動

指針		項目	現状・課題	方向性
現行	改定			
5	7	肝炎医療の提供体制及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎ウイルス検査の陽性者で継続的な受診に至っていない者は都内でB型2.9～4.5万人、C型2.6～7.9万人と推計される。 【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のかかりつけ医と専門医療機関等による肝炎診療ネットワークを一層強化し、陽性者等を確実に医療につなげる取組を推進 ○陽性者等に対する定期的なフォローアップの取組を推進
			<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎治療の進歩に伴い、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者への理解促進、環境整備の促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○職域における取組を推進していくための健康管理担当者等の人材を育成
6	8	肝炎患者等に対する支援や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎患者等は治療や副作用への不安、療養上の悩みなどを抱えている。 ○引き続き肝疾患相談センター等による情報提供や相談の実施が必要 	(変更なし)
7	9	東京都肝炎対策指針に基づく事業計画と指針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ウイルス肝炎対策協議会において、年度ごとに実施計画を定め、取組状況を協議会に定期的に報告している。 ○肝炎医療の状況や国指針を踏まえ、少なくとも5年ごとに指針を見直し。見直しにあたっては協議会において検討することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎医療の状況や国指針の改正を踏まえ、指針を見直すにあたって、評価を行うことを明記